

継 続

原議保存期間	10年(平成41年3月31日)
有効期間	一種(平成36年3月31日)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各地方機関の長

警察庁丙規発第10号
平成31年3月27日
警察庁交通局長

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱の改正について(通達)

都市圏交通円滑化総合対策については、「都市圏交通円滑化総合対策の実施について」(平成10年12月4日付け警察庁丙都交発第41号、丙規発第48号。以下「前通達」という。)に基づき推進されているところであるが、この度、交通需要マネジメント実証実験等の創設に伴い別添のとおり都市圏交通円滑化総合対策実施要綱を改正し各都道府県知事に通知したところであるので、関係機関等と連携し、その効果的な推進を図られたい。

なお、前通達については、廃止する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成13年4月27日

(有効期間：平成31年3月31日)

別添

警察庁丙規発第 号
国土交通省 発第 号
国土交通省 発第 号
国土交通省 発第 号
平成13年4月 日

各都道府県知事 あて

警 察 庁 交 通 局 長

国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 長

国 土 交 通 省 都 市 ・ 地 域 整 備 局 長

国 土 交 通 省 道 路 局 長

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱の改正について

平成10年12月4日付けで通知した都市圏交通円滑化総合対策実施要綱を、交通需要マネジメント実証実験事業の創設等に伴い別紙のとおり改正したので通知する。

については、貴職におかれても、貴管下道路公社（指定高速を含む。）及び貴管下市町村に対し上記要綱について周知徹底するとともに、関係機関等と十分協議の上、都市圏交通円滑化総合対策が積極的に推進されるよう特段の配慮をお願いする。

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱

第一 趣旨

この要綱は、都市圏の安全かつ円滑な交通を確保するための総合的かつ計画的な対策（以下「都市圏交通円滑化総合対策」という。）を講ずることにより、都市圏における渋滞を緩和し、これによって、交通の快適性・利便性の向上、交通に起因する環境負荷の低減等を図り、もって豊かで暮らしよい地域の実現に資するため、警察庁及び国土交通省が行う都市圏交通円滑化総合対策の支援措置に関し必要な事項を定めるものである。

第二 交通円滑化総合対策実施都市圏の指定

1 警察庁交通局長並びに国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長及び道路局長（以下「関係局長」という。）は、次に掲げる要件に該当する都市圏であって都市圏交通円滑化総合対策の支援措置を講ずることが適当であると認めるものを、当該都市圏を構成する市町村（東京都特別区にあっては、東京都）の申請に基づき、交通円滑化総合対策実施都市圏として指定するものとする。

(1) 当該都市圏の交通の現状を踏まえ、次の各号に掲げる事項を定めた都市圏交通円滑化総合計画（以下「総合計画」という。）が作成されていること。

イ 総合計画の目的

ロ 基本方針

- ・対象都市圏域
- ・交通の現状
- ・交通渋滞の要因分析
- ・交通容量拡大策、交通需要マネジメント施策、マルチモーダル施策その他関連する施策からなる交通円滑化施策
- ・目標年次

ハ 交通改善プログラム

- ・交通改善目標
- ・目標実現のための交通円滑化施策の事業計画

ニ 目標の達成状況に関する評価方法

(2) 当該都市圏内における交通渋滞が著しいなど安全かつ円滑な交通を緊急に確保することが必要な状況にあり、かつ、効果的で一体的な施策実施のため通勤圏等が含まれた適当な圏域であること。

(3) 都市圏交通円滑化総合対策の実施により、安全かつ円滑な交通の確保が見込まれ、これにより当該都市圏における交通上の課題への対応が図られること。

2 総合計画は、既に設置されている都道府県渋滞対策協議会において作成するものとする。

なお、総合計画の作成に当たっては、既に策定されている渋滞対策プログラムの内容を十分踏まえるとともに、既に設置されている都道府県渋滞懇談会、アンケート調査等により広く市民の意見の把握に努めるなどパブリックインボルブメント方式を取り入れるものとする。

3 交通円滑化総合対策実施都市圏の指定を受けようとする市町村（東京都特別区を含む。）の区域を管轄する都道府県警察本部、地方整備局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）及び地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）は、総合計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

第三 指定の範囲

1 第二による交通円滑化総合対策実施都市圏の指定は、市町村（東京都特別区を含む。）の行政区画をもって範囲を定めて行うことを原則とする。

2 都市圏交通円滑化総合計画が複数の市町村（東京都特別区を含む。）にまたがって作成されている場合には、当該複数の市町村（東京都特別区を含む。）を一体として指定するものとする。

3 都市圏を構成する市町村の人口は、合計でおおむね10万人以上であること。

第四 指定申請手続等

1 第二による交通円滑化総合対策実施都市圏の指定を受けようとする市町村（東京都特別区にあっては、東京都）は、次に掲げる事項を記載した申請書を関係局長に提出するものとする。

(1) 市町村名及び市町村長名（東京都特別区にあっては、特別区名及び都知事名）

(2) 総合計画の内容

(3) 他の計画及び取組との連携

(4) 総合計画の推進体制

(5) その他必要な事項

2 交通円滑化総合対策実施都市圏の指定を受けた市町村（東京都特別区にあっては、東京都）は、総合計画を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関係局長に提出するものとする。

(1) 市町村名及び市町村長名（東京都特別区にあっては、特別区名及び都知事名）

(2) 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）

(3) 変更を必要とする理由

第五 指定の通知

関係局長は、第二により交通円滑化総合対策実施都市圏を指定したときは、その旨を当該市町村の長（東京都特別区にあっては、東京都知事）に通知するものとする。

第六 他の計画・取組との連携

市町村（東京都特別区にあっては、東京都。以下同じ。）は、総合計画が作成されるに当たって、当該都市圏に係る都市計画、交通安全に関する計画・取組、交通機関に関する計画・取組等他の計画・取組との連携を図るものとする。

第七 総合計画の推進体制の整備

市町村は、当該市町村の区域を管轄する都道府県警察本部、地方整備局、地方運輸局、当該市町村をその区域に含む都道府県、当該市町村の区域内の道路に係る道路管理者、当該市町村の区域を管轄する警察署その他の関係者と連携し、総合計画の推進体制を整備するよう努めなければならない。

第八 支援措置

関係局長は、第二による交通円滑化総合対策実施都市圏の指定を受けた市町村に係る総合計画の実施に際しては、交通容量拡大策、交通需要マネジメント施策及びマルチモーダル施策につき、積極的かつ重点的な支援措置を講ずるものとする。総合計画が作成される前又は作成された後に実施される事業であつて、都道府県渋滞対策協議会が作成する交通需要マネジメント実証実験実施計画に基づくものについても同様とする。